

第3号議案 定款および審議委員会細則中一部変更の件

1. 変更の趣旨

社員（ご契約者）から寄せられた会社経営に関するご意見・ご提言を審議する審議委員会と、取締役会の諮問機関である経営調査委員会を統合し、新たに評議員会を設置するものであります。

2. 変更の内容

現行定款および審議委員会細則中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>審議委員会</u></p> <p>第25条（<u>審議委員会</u>）</p> <p>1. <u>当会社に審議委員会を置き、社員が書面により表明した会社経営に関する意見を審議する。</u></p> <p><新設></p> <p>2. <u>審議委員会は、総代会において総代の中から選任した審議委員若干名で、これを構成する。</u></p> <p><新設></p> <p>3. <u>審議委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。ただし、その再任を妨げない。</u></p>	<p>第5章 <u>評議員会</u></p> <p>第25条（<u>評議員会</u>）</p> <p>1. <u>当社には、評議員会を置く。</u></p> <p>2. <u>評議員会は、社員から提出された会社経営に関する意見および取締役会が付議した事項を審議する。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項の規定により審議した事項について、次の総代会に報告する。</u></p> <p>4. <u>評議員会は、社員および学識経験者等の中から総代会で選任された評議員で、これを構成する。</u></p> <p>5. <u>評議員の員数は、15名以内とする。</u></p> <p>6. <u>評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は原則として3期を超えることはできない。</u></p>

4. <u>審議委員会細則</u> は別にこれを定める。	7. <u>評議員会細則</u> は別にこれを定める。
5. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。	8. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

審議委員会細則変更案

現行細則	変更案
<u>審議委員会細則</u>	<u>評議員会細則</u>
<p>第1条 この細則は、定款第25条の規定にもとづき、<u>審議委員会の運営等</u>に関する事項を定める。</p> <p>第2条 <u>審議委員会の委員の員数は8名以上15名以内とする。</u></p> <p>第3条 <u>審議委員会</u>は、1年に原則として<u>4回</u>これを開く。 2. 3名以上の<u>審議委員</u>がその必要を認めるときは、何時でもこれを開くことができる。</p> <p>第4条 <u>審議委員会</u>の議長は、開会の都度、出席した審議委員の互選によりこれを定める。</p> <p><新設></p>	<p>第1条 (目的) この細則は、定款第25条の規定にもとづき、<u>評議員会</u>に関する事項を定める。</p> <p>第2条 (員数) <u><削除></u></p> <p>第2条 (開催時期) <u>評議員会</u>は、1年に原則として<u>3回</u>これを開く。 2. 3名以上の<u>評議員</u>がその必要を認めるときは、何時でもこれを開くことができる。</p> <p>第3条 (議長) <u>評議員会</u>の議長は、開会の都度、出席した評議員の互選によりこれを定める。</p> <p>第4条 (評議員会への資料の開示) <u>評議員会には貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料を開示するものとする。</u></p>

<p>第5条</p> <p><u>審議委員会は、社員が書面により表明した会社経営に関する意見を審議するほか、会社の実施する契約者懇談会等において社員が表明した意見・要望のうち、取締役会が会社経営に関する重要事項と認め審議委員会に回付した事項を審議することができる。</u></p> <p><新設></p> <p>第6条</p> <p><u>審議委員会で審議した結果、その必要ありと認めたものは、これを取締役に回付することができる。</u></p> <p>第7条</p> <p><u>審議委員会で重要事項と認めたものは、これを総代会に報告するものとする。</u></p> <p>第8条</p> <p><u>審議委員会に事務局を置く。</u></p> <p>2. 事務局の組織は別にこれを定める。</p> <p><新設></p> <p>第9条</p> <p>この細則の変更は、総代会においてこれを行う。</p>	<p>第5条 (審議事項)</p> <p><u>評議員会は以下の事項を審議する。ただし、特段の事情により予め審議することができない場合は、次の評議員会に報告する。</u></p> <p>(1) <u>定款の変更に関する事項</u></p> <p>(2) <u>本細則その他総代会で定める細則の変更に関する事項</u></p> <p>(3) <u>社員から書面で寄せられた会社経営に関する事項</u></p> <p>(4) <u>ご契約者懇談会等における意見・要望のうち、取締役会が会社経営に関する事項と認め評議員会に回付した事項</u></p> <p>第6条 (取締役会への助言)</p> <p><u>前条に定める事項の他、評議員会は、取締役会が助言を求めた事項について審議する。</u></p> <p>第7条 (審議内容の報告)</p> <p><u>前2条に定める事項の審議内容は、これを取締役に報告する。</u></p> <p><削除></p> <p>第8条 (事務局)</p> <p><u>評議員会に事務局を置く。</u></p> <p>2. 事務局の組織は別にこれを定める。</p> <p>第9条 (旅費・日当)</p> <p><u>評議員会に出席した評議員には、旅費および日当を支払う。</u></p> <p>第10条 (細則の変更)</p> <p>この細則の変更は、総代会においてこれを行う。</p>
---	--